

整理番号	
区分	1. 治験 2. 製造販売後臨床試験 a. 医薬品 b. 医療機器 c. 再生医療等製品

## 業務委託に関する覚書

福山市（以下、「甲」という。）と、.....（以下、「乙」という。）及び.....（以下、「丙」という。）は、甲乙間にて西暦.....年.....月.....日付で契約締結した受託研究（治験）契約書（以下、「本契約書」という。）に基づく被験薬.....の治験（治験実施計画書番号：.....）（以下「本治験」という。）の実施に際し、以下のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書は本覚書締結日をもって有効とし、本契約書の一部を構成するものとする。

### （業務委託）

第1条 甲は、乙が開発業務のうち次に規定される業務（以下、「本業務」という。）を丙に委託することを承認する。なお、乙丙間の業務委託に関しては、本覚書に定めるもののほか、乙丙間にて西暦.....年.....月.....日付で契約締結した委受託契約（以下、「原委受託契約」という。）によるものとする。

- ① 治験薬の交付に関する業務
- ② 治験のモニタリングに関する業務
- ③ 症例報告書の回収及び原資料等の照合に関する業務
- ④ 治験薬の回収に関する業務
- ⑤ 治験の終了に関する業務
- ⑥ 治験に係る費用の支払いに関する業務
- ⑦ その他、原委受託契約で定める業務

### （業務の実施）

第2条 丙は、本覚書のほか本契約書ならびに原委託契約書に基づき、本業務を実施するものとする。

### （本覚書の効力等）

第3条 本覚書は、本覚書締結日から本契約書の変更等にかかわらず本治験の終了までの間、効力を有するものとする。  
2 本覚書に規定する事項は、甲乙丙間の協議により、変更または解除することができるものとする。

### （責任の所在）

第4条 乙は、丙が実施する本業務の履行について、甲に対して責任を負う。ただし、丙は、本条の規定により、原委託契約書に基づく丙の乙に対する責任を免れない。

### （本覚書の変更）

第5条 本覚書の内容についての変更の必要が生じた場合、甲乙丙協議のうえ書面により本覚書を変更するものとする。

### （協議）

第6条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈について疑義が生じた事項については、その都度甲乙丙誠意をもって協議、決定する。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、甲乙丙各1通を保有する。

西暦 年 月 日

広島県福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号  
甲 福山市  
福山市病院事業管理者

印

(所在地)  
乙 (名称)  
(代表者)

印

(所在地)  
丙 (名称)  
(代表者)

印

上記の契約内容を確認するとともに、治験実施にあたっては各条を遵守いたします。

西暦 年 月 日

院長

印

西暦 年 月 日

治験責任医師

印